

## 鹿屋市「週休2日」試行工事（受注者希望型）実施要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、建設業界の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休2日制が可能な環境づくりを推進することを目的に、鹿屋市（以下「市」という。）が指定する建設工事において、「週休2日」試行工事（受注者希望型）（以下「週休2日試行工事」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象期間 工事着手日から工事完成届出日までの期間のうち、次に掲げる期間を除く期間をいう。

ア 夏季休暇期間（8月13日から8月15日までの期間をいう。）

イ 年末年始休暇期間（12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。）

ウ 工場製作のみを実施している期間

エ 工事の全部を一時中止している期間

オ 市による緊急又は応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

(2) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務的作業等を含めて一切の作業を行っていない状態をいう。

(3) 4週6休以上 対象期間における現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が21.4パーセント（6日／28日）以上の状態をいう。なお、降雨、降雪等の自然的事象により計画外の現場閉所とした場合は、現場閉所日数に計上することができる。

(4) 週休2日 対象期間において、土曜日及び日曜日の休日取得を目標に、4週6休以上の休日を確保することをいう。

### （対象工事）

第3条 週休2日試行工事の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、市が発注する全ての工事とする。ただし、次に掲げる工事については、週休2日試行工事の対象外とすることができる。

(1) 災害復旧工事、供用時期が公表されている事業に関連する工事等、社会的要

請等により早期の工事完成が望まれる工事

(2) トンネル工事等、現場条件の制約等により連続施工を余儀なくされる工事

2 市は、対象工事を発注する場合は、特記仕様書に週休2日試行工事の対象工事であることを明示するものとする。

(実施手続)

第4条 対象工事を受注した者（以下「受注者」という。）は、施工計画書の提出前に工事打合簿により市と協議し、週休2日試行工事の実施の有無を決定しなければならない。

2 週休2日試行工事に取り組む受注者（以下「実施者」という。）は、施工計画書の提出時に、4週6休以上の休日の取得計画を記載した休日取得計画実績表（別記第1号様式。以下「計画実績表」という。）を市に提出しなければならない。

3 実施者は、週休2日試行工事である旨を記した標示板（別記第2号様式）を工事の標示施設に明示しなければならない。

4 実施者は、契約変更時及び工事完了後に、休日の取得実績を記載した計画実績表を市に提出しなければならない。

5 実施者は、市から休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等）の提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

(工事費の積算)

第5条 市は、週休2日試行工事の精算時において、実施者が4週6休以上の休日の取得を確保した場合は、次の表の左欄に掲げる現場閉所率に応じ、同表の中欄に掲げる経費ごとにそれぞれ右欄に掲げる補正係数を各経費に乗じる補正を行うものとする。

| 現場閉所率         | 経費       | 補正係数 |
|---------------|----------|------|
| 28.5%（4週8休）以上 | 労務費      | 1.05 |
|               | 機械経費（賃料） | 1.04 |
|               | 共通仮設費    | 1.04 |
|               | 現場管理費    | 1.06 |
| 25.0%（4週7休）以上 | 労務費      | 1.03 |
| 28.5%（4週8休）未満 | 機械経費（賃料） | 1.03 |

|               |          |      |
|---------------|----------|------|
|               | 共通仮設費    | 1.03 |
|               | 現場管理費    | 1.04 |
| 21.4%（4週6休）以上 | 労務費      | 1.01 |
|               | 機械経費（賃料） | 1.01 |
| 25.0%（4週7休）未満 | 共通仮設費    | 1.02 |
|               | 現場管理費    | 1.03 |

2 前項の規定にかかわらず、市場単価方式による積算に係る補正係数は、別表に掲げるとおりとする。

（実施証明）

第6条 市長は、実施者が4週6休以上の休日確保した場合は、鹿屋市週休2日試行工事実施証明書（別記第3号様式）を実施者に発行する。

（留意事項）

第7条 市長は、週休2日試行工事の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日に作業が発生する指示等を行わないこと。
- (2) 実施者から協議等を求められたときは、速やかに対応すること。
- (3) 現場条件の変更等による工期延長は、従来と同様の取扱いとすること。
- (4) 資材搬入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の下請工事に該当しないものは、現場での作業の対象としないこと。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行し、令和4年4月1日以後に発注した工事から適用する。

別表（第5条関係）

| 名称                      | 区分    | 補正係数  |   |                            |
|-------------------------|-------|---|---|----------------------------|
|                         |       | 現場閉所率<br>21.4%（4週<br>6休）以上<br>25.0%（4週<br>7休）未満 | 現場閉所率<br>25.0%（4週<br>7休）以上<br>28.5%（4週<br>8休）未満 | 現場閉所率<br>28.5%（4週<br>8休）以上 |
| 鉄筋工                     |       | 1.01  | 1.03  | 1.05                       |
| ガス圧接工                   |       | 1.01  | 1.02  | 1.04                       |
| インターロッキングブロック工          | 設置    | 1.00  | 1.01  | 1.02                       |
|                         | 撤去    | 1.01  | 1.03  | 1.05                       |
| 防護柵設置工（ガードレール）          | 設置    | 1.00  | 1.01  | 1.01                       |
|                         | 撤去    | 1.01  | 1.03  | 1.05                       |
| 防護柵設置工（ガードパイプ）          | 設置    | 1.00  | 1.01  | 1.01                       |
|                         | 撤去    | 1.01  | 1.03  | 1.05                       |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵）        | 設置    | 1.01  | 1.03  | 1.04                       |
|                         | 撤去    | 1.01  | 1.03  | 1.05                       |
| 防護柵設置工（落石防護柵）           |       | 1.00  | 1.01  | 1.02                       |
| 防護柵設置工（落石防止網）           |       | 1.01  | 1.02  | 1.03                       |
| 道路標識設置工                 | 設置    | 1.00  | 1.01  | 1.01                       |
|                         | 撤去・移設 | 1.01  | 1.03  | 1.04                       |
| 道路付属物設置工                | 設置    | 1.00  | 1.01  | 1.02                       |
|                         | 撤去    | 1.01  | 1.03  | 1.05                       |
| 法面工                     |       | 1.00  | 1.01  | 1.02                       |
| 吹付砕工                    |       | 1.01  | 1.02  | 1.03                       |
| 鉄筋挿入工（ロックボルト工）          |       | 1.01  | 1.02  | 1.03                       |
| 道路植栽工                   | 植樹    | 1.01  | 1.03  | 1.05                       |
|                         | せん定   | 1.01  | 1.03  | 1.05                       |
| 公園植栽工                   |       | 1.01  | 1.03  | 1.05                       |
| 橋りょう用伸縮継手装置設置工          |       | 1.00  | 1.01  | 1.02                       |
| 橋りょう用埋設型伸縮継手装置設置工       |       | 1.01  | 1.02  | 1.04                       |
| 橋面防水工                   |       | 1.00  | 1.01  | 1.02                       |
| 薄層カラー舗装工                |       | 1.00  | 1.00  | 1.01                       |
| グルーピング工                 |       | 1.00  | 1.01  | 1.01                       |
| 軟弱地盤処理工                 |       | 1.00  | 1.01  | 1.02                       |
| コンクリート表面処理工（ウォータージェット工） |       | 1.00  | 1.01  | 1.01                       |



**ご迷惑をおかけします**

**「週休2日」試行工事**

**〇〇〇〇〇〇〇を  
なおしています**

**令和〇年〇月〇日まで  
時間帯 8:30~17:00**

**道路改良工事**

**発注者 鹿屋市 〇〇〇〇課**

**施工者 〇〇〇〇建設株式会社  
電話 0000-00-0000  
電話 0000-00-0000**

第3号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市週休2日試行工事実施証明書

下記工事について、週休2日の実施を証明する。

記

1 工事名

2 工期 年 月 日 ～ 年 月 日

3 完成年月日 年 月 日

4 週休2日実施内容

4週8休を達成した。

4週7休を達成した。

4週6休を達成した。

鹿屋市「週休2日」試行工事（受注者希望型）実施フロー

| 時点  | 項目    | 受注者  | 発注者   |
|-----|-------|--|---|
| 発注時 | 特記仕様書 | —  | 対象工事の記載<br><br>【要領第3条第2項関係】                   |
| 契約後 | 意思表示  | 施行計画書提出前に実施の意向について「工事打合簿」により協議<br><br>【要領第4条第1項関係】           | 受理  |
|     |       | 実施する場合は、休日取得計画実績表（第1号様式）を作成し、施工計画書と併せて提出<br><br>【要領第4条第2項関係】 | 受理  |
| 実施中 | 準備    | 工事の標示施設に「週休2日」試行工事である旨を明示<br><br>【要領第4条第3項関係】                | 確認  |
|     | 実施報告① | 毎月末に休日の取得実績を記載した「休日取得計画実績表」を提出<br><br>【要領第4条第4項関係】           | 工事日誌や出勤簿等により休日の取得状況を確認<br><br>【要領第4条第4項関係】    |
| 変更時 | 実績報告② | 変更契約時に休日の取得実績を記載した「休日取得計画実績表」を提出<br><br>【要領第4条第4項関係】         | 必要な条件を全て満たす場合は、それぞれの経費の補正を行う<br><br>【要領第5条関係】 |